



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年 2月21日金曜日 第1433号外 1

◇ 目 次 ◇

監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表..... 1

監 査 公 表

○公表第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年 2月21日

愛媛県監査委員 小 川 一 雄  
同 横 田 弘 之  
同 井 上 和 久  
同 吉 久 宏

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成14年 2月21日
中 央 児 童 相 談 所	平成14年 4月16日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金については、適期収入に留意するとともに滞納繰越分の整理についてもなお一層の努力が望まれる。

（措置の内容）

1 東予児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話や担当福祉司の家庭訪問等による納入催促に努めました。

その結果、平成 14 年 11 月 30 日現在における平成 14 年度調定額 37,038,350 円のうち 24,958,060 円が納入されました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

2 中央児童相談所

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分説明するなどして、適期収入に努めました。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話による催促、更には担当福祉司の面接指導、家庭訪問などのあらゆる機会をとらえ納入催促に努めました。

その結果、平成 14 年 12 月 31 日現在における平成 14 年度調定額 144,204,250 円について、納期到来分 135,125,460 円のうち 67,357,814円が納入されました。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にするなど収入の確保に一層努めます。

